

毎年9月10日は 自殺予防デー

毎年、9月10日～16日は、
自殺予防週間です。



智頭町睡眠キャンペーン
キャラクター
「スーミン」

ここ近年の日本の年間自死
※者数は、3万人を下り、平
成30年度の自死者数は2万840
人でした。

鳥取県では、年々減少して
きた自死者数が、平成29年度
は再び増加し、平成30年度は
また減少したりと変動があり
ます。

自死者の特徴としては、若
者の自死者数が増えている点
であり、今後の大きな課題と
も言え、予防対策が必要な状
況にあります。

自死の原因は1つではあり

ません。体や心の健康、暮ら
しや仕事の悩み、家族間の問
題など複数の要因が複雑に絡
みあっています。

そして、自死は個人の自由
な選択ではありません。実際
には、悩みや心配ごとを1人
で抱えて誰にも相談できず、
心理的に追い込まれた結果、
「自死でしか解決できない」
と思いついてしまつケースが
多いようです。

そのような時、周囲の人が
手を差し伸べ、話をじっくり
聴いて、しっかりと気持ちを受
け止めることが重要です。た
とえたくさんの要因が複雑に
絡み合っているとしても、悩みには
必ず原因があり、その解決の
糸口も必ずあるものです。
お互いに助けを求め合える
社会をともに築きあげていき
ましょう。

※ 鳥取県では、法律名等一
部の用語を除き、原則として、
「自殺」という言葉に代えて
「自死」という言葉を用いる
こととしています。

交通事故、食中毒などで

被害を受けたら届け出を！

国民健康保険（国保）に加

入している人が、交通事故や
食中毒など、自分以外（加害
者）が関係するケガや病気で
健康保険を使用して治療を受
けた場合、国保の保険者であ
る本町に被害の内容を届け出る
必要があります。同様に治
療のための装具を作製したり、
柔道整復などの施術を受けた
りした場合も届け出が必要で
す。

このような事故などの場合、
治療費は加害者が負担すべ
きもので、保険者は届け出に基
づいて加害者が加入する保険
会社などに国保の保険給付分
を請求します。しかし届け出
が無ければ、医療費が支払わ
れないままとなり、本町が損
失を受けることとなります。

国保加入者の「保険税」で
賄われている大切な医療費で
す。交通事故などで保険証を
使って治療を受ける場合、ま
ずは保健センター福祉課まで

連絡をお願いします。

「示談」では、その契約日
をもって、互いに今後一切の
請求を行わないことで合意す
るケースが多く、その契約日
以降に交通事故などの後遺症
が出たとしても、その治療に
かかる費用を加害者に請求で
きない場合があります。示談
は慎重に、また、心配なこと
があれば保健センター福祉課
へ相談ください。

届け出が必要になる例

交通事故（自転車事故を含
む）、ケンカなどの暴力行為、
他人のペットに咬まれる、食
中毒（飲食店、惣菜など）、
スキー・スノーボードなどの
接触事故



問合せ先

保健センター福祉課

☎ 75-4102